

特定施設入居者生活介護・介護予防特定施設入居者生活介護 松籟荘運営規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人能代市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が管理運営する特定施設松籟荘（以下「事業所」という。）の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護・要支援状態にある入居者（以下「入居者」という。）に対し、適正な特定施設入居者生活介護及び介護予防特定施設入居者生活介護（以下「生活介護」という。）を提供することを目的とする。

(運営の基本方針)

第2条 事業所の職員（以下「職員」という。）は、生活介護の提供に当たって、事業所内の計画作成担当者が作成する特定施設サービス計画及び介護予防特定施設サービス計画（以下「特定施設サービス計画」という。）に基づき、入居者が有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活上の世話、機能訓練及び療養上の世話を行う。

2 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、職員等に対し、研修を実施する等の措置を講じるものとする。

3 特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）の提供にあたっては、介護保険法118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めるものとする。

(名称及び所在地)

第3条 名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 特定施設松籟荘
- (2) 所在地 秋田県能代市緑町9番41号

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に次の職員を置く。

- (1) 管理者 1名（兼務）
職員の管理、業務の実施状況の把握その他の管理について統括する。
- (2) 計画作成担当者 1名（兼務）
入居者に係る特定施設サービス計画の作成及び実施状況の把握を行う。
- (3) 生活相談員 1名（兼務）
入居者及びその家族への生活相談、助言その他の援助を行う。
- (4) 看護職員 1名（兼務）
入居者の日常の健康管理及び必要な処置、看護を行う。
- (5) 機能訓練指導員 1名（兼務）
入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。

(6) 介護職員 常勤換算10名以上(兼務)

入居者の自立の支援及び日常生活全般にわたる介護を行う。

- 2 前項に定めるもののほか、必要に応じてその員数を超え又はその他の職員を置くことができる。

(入居定員及び居室数)

第5条 入居定員は、30名とする。

- 2 居室数は、30室とする。

(生活介護の取扱方針)

第6条 入居者の要介護・要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的にならないよう配慮しながら、日常生活に必要な援助を行う。

- 2 生活介護の提供に当たって、懇切丁寧を旨とし、入居者又はその家族から求められたときは、生活介護の提供方法等について十分な説明を行う。
- 3 入居者又は他の入居者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行わない。なお、身体的拘束等を行う場合の手続きについては、別に定める。
- 4 生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図る。

(入居者の支援内容等)

第7条 事業所は、常に入居者の心身の状況やその置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じるとともに必要な助言その他の援助を行う。

- 2 計画作成担当者は、入居者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて、その抱える問題点を明らかにし、解決すべき課題を把握し、自立した日常生活を営むことができるよう、職員と常に継続的に連携し、特定施設サービス計画を作成する。
- 3 前項の特定施設サービス計画の作成に当たっては、その原案をあらかじめ入居者又はその家族に説明し同意を得るとともに、当該計画を作成し入居者に交付する。また、常に当該計画の評価を行い、必要に応じて変更を行う。

(利用料)

第8条 生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該サービスが法定代理受領サービスであるときは、入居者の負担割合に応じた額とする。

- 2 法定代理受領に該当しないサービスを提供した場合に、入居者から支払いを受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額との間に不合理な差額が生じないようにする。
- 3 前2項のほか、次に掲げる費用を徴収する。

- (1) 入居者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜を要する費用
 - (2) 日常生活費のうち、入居者が負担することが適当と認められる費用
- 4 前項までの利用料に係るサービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対して、サービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得るものとする。

(利用料の変更等)

第9条 事業所は、介護保険法など関係法令の改正等及び経済状況の著しい変化、その他やむを得ない事由がある場合は、前条に規定する利用料を変更することができる。

- 2 前項の規定により利用料を変更する場合は、あらかじめ、入居者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明し、入居者又はその家族の同意を得るものとする。

(入居者が他の居室に移る場合の条件及び手続き)

第10条 この事業所は、全室個室であり、介護居室又は一時介護室は設置していない。

- 2 入居者から居室変更の希望の申出があり、適切に生活介護を受けることが認められる場合は、居室の空き状況により居室を移動できる。
- 3 入居者の心身の状況等により、居室を変更する必要があると思われる場合には、入居者とその家族と協議の上決定する。

(事業所利用に当たっての留意事項)

第11条 居室、共用施設、敷地その他の利用に当たっては、本来の用途に従って、妥当かつ適切に利用するものとする。

(禁止行為)

第12条 入居者は、事業所で次の各号の行為をしてはならない。

- (1) 宗教や信条の相違などで他人を攻撃し、又は自己の利益のために他人の自由を侵すこと
- (2) けんか、口論、泥酔などで他の入居者等に迷惑を及ぼすこと
- (3) 事業所の秩序、風紀を乱し、安全衛生を害すること
- (4) 指定した場所以外で火気を用いること
- (5) 故意に事業所もしくは物品に損害を与え、又はこれを持ち出すこと

(入居者の家族との連携)

第13条 事業所は、常に入居者の家族との連携を図るとともに、入居者とその家族との交流の機会を確保する。

(緊急時及び事故等における対応)

第14条 生活介護等の提供を行っているときに、入居者の病状に急変が生じた場合やその他緊急の事態が生じた場合には、速やかに主治医又は協力医療機関に連絡するとともに管理者へ報告し、できるだけ速やかにその家族に連絡するなど必要な措置を講じる。

- 2 生活介護の提供により事故が発生した場合には、前項の規定に沿って対応するとともに、市町村等関係機関に連絡する。

(非常災害対策)

第15条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立てるとともに、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他の必要な訓練を行う。

- 2 事業所は、前項に規定する訓練の実施にあたって、地域住民の参加が得られるような連携に努めるものとする。

(衛生管理等)

第16条 事業所は、入居者の使用する居室、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じる。

- 2 職員は、感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努める。
- 3 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
 - (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、職員等に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、職員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施する。

(協力医療機関等)

第17条 事業所は、入居者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ協力医療機関を定めておく。

(秘密保持等)

第18条 職員は、正当な理由なく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らさない。

- 2 職員であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じる。

(虐待防止に関する事項)

第19条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講じるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的開催するとともに、その結果について職員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施

(4) 第3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置

- 2 事業者は、サービス提供中に、当該事業所職員又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に擁護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに能代市に通報するものとする。

(身体拘束)

第20条 事業者は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するための緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為は行わない。やむを得ず身体拘束を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

- 2 事業者は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

- (1) 身体拘束の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を3月に1回以上開催するとともに、その結果について介護職員その他の職員等に周知徹底を図るものとする。

- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備する。

- (3) 介護職員その他の職員等に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に行う。

(業務継続計画の策定等)

第21条 事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業者は、職員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。

- 3 事業者は、定期的な業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(苦情処理)

第22条 事業者は、提供した生活介護に係る入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情窓口の設置等体制整備を図るための必要な措置を講じる。

(地域との連携等)

第23条 運営に当たっては、地域住民又は住民の活動との連携、協力を行うなど、地域との交流に努める。

(記録の整備)

第24条 職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備する。

- 2 入居者に対する生活介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完了の日から5年間保存する。

- (1) 特定施設サービス計画
- (2) 市町村への通知に係る記録
- (3) 苦情の内容等の記録
- (4) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (5) 提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (6) 身体的拘束等の態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録

(その他運営についての留意事項)

第25条 事業所は、全ての介護従事者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じるものとする。また、職員等の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
- (2) 階層別研修 随時

- 2 事業所は、特定施設入居者生活介護（介護予防特定施設入居者生活介護）に関する記録を整備し、そのサービスを提供した日から最低5年間は保存するものとする。
- 3 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、本会会長が定めることとする。

附 則

この規程は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

この規程は、令和6年4月1日から施行する。